

「障害者福祉のしおり」の変更箇所

制度改正等に伴う掲載内容等の変更箇所をご案内します。

① 電話代理支援サービスのご案内

聴覚や言語機能などに障害のある方のコミュニケーション手段の充実を図るため、スマートフォンなどのビデオ通話を通じて、区役所や区立施設へリアルタイムに問い合わせできるサービスがございます。詳細は下記 HP をご確認ください。

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/hokenfukushi/shogai/nichijo/kaigo/dennwadairisien.html>

② 対象者、窓口、内容等の変更

該当箇所	変更前	変更後
P41 「難病等の対象疾病の拡大」	令和6年4月1日から、369 疾病に拡大されています。 【追記】	令和7年4月1日から、376 疾病に拡大されています。 ・LMNB1 関連大脳白質脳症 ・PURA 関連神経発達異常症 ・極長鎖アシル-CoA 脱水素酵素欠損症 ・乳児発症 STING 関連血管炎 ・原発性肝外門脈閉塞症 ・出血性線溶異常症 ・ロウ症候群
P51 「利用者負担額の上限」 「障害児」	*3歳から5歳までの児童発達支援等の利用者負担額は、満3歳になって初めて迎える4月1日から3年間無償化されます。	*0歳から5歳までの児童発達支援等の利用者負担額は、無償化されます。
P55 「補装具費の支給」の「種目一覧」の表	座位保持装置	姿勢保持装置
P56 「補装具費の支給」 P57 「医療費（自己負担額）」 【更生医療】 【育成医療】 【精神通院医療】	●低所得1の対象となる世帯 80万円以下	●低所得1の対象となる世帯 <u>82万6500円（令和8年6月末まで80万9000円）以下</u> ※基準額が変更となります。
P63 「日常生活用具の給付」 「住宅設備改善費の給付」	●内容 なお、区民税所得割額が46万円以上の方が世帯員（本人含む）にいる場合は対象外になります（世帯の範囲は補装具費の支給と同様）。（→56 ページ）	●内容 なお、 <u>18歳以上の方は</u> 、区民税所得割額が46万円以上の方が <u>世帯（本人および配偶者）</u> にいる場合は対象外になります。
P67 「日常生活用具の給付 種類等一覧表」	●種類 ストマ装具 「限度額(円)」 消化器系 8,858/月 泌尿器系 11,639/月	●種類 ストマ装具 「限度額(円)」 消化器系 11,000/月 泌尿器系 13,000/月 ●令和8年4月から対象となる品目については、本書 P6 をご参照ください。

該当箇所	変更前	変更後
P68 「住宅設備改善費の給付 種 目等一覧表」	●小規模改修・中規模改修 「 <u>学齡児以上 65 歳未満</u> 」 ●屋内移動設備・階段昇降機 「 <u>学齡児以上で</u> 」	●小規模改修・中規模改修 「 <u>65 歳未満</u> 」 ●屋内移動設備・階段昇降機 「 <u>学齡児以上で</u> 」を削除
P69 「重症心身障害児(者)等在宅レ スバイトおよび当該家族の就 労等支援事業」	●実施回数 利用者 1 人につき 1 年度の間に <u>144 時間</u> を上限	●実施回数 利用者 1 人につき 1 年度の間に <u>288 時間</u> を 上限
P74 「心身障害者福祉手当（区制 度）」	④区の指定する難病の方で難病医療費助成 （→ <u>84</u> ページ）の受給者証をお持ちの方 ※指定難病について詳しくは東京都福祉保 健医療局のホームページをご覧ください。	④区の指定する難病の方で難病医療費助成 （→ <u>85</u> ページ）の受給者証をお持ちの方 ※指定難病について詳しくは東京都保健医 療局のホームページをご覧ください。
P86～88 「難病医療費助成」 対象疾病	<u>令和6年10月1日現在</u> 【国指定難病（ <u>341</u> 疾病）】 ●名称変更 <u>63 特発性血小板減少性紫斑病</u> <u>154 徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてん かん性脳症</u> 【追記】	<u>令和7年4月1日現在</u> 【国指定難病（ <u>348</u> 疾病）】 ●名称変更 <u>63 免疫性血小板減少症</u> <u>154 睡眠時棘徐波活性化を示す発達性て んかん性脳症及びてんかん性脳症</u> <u>342 LMNB1 関連大脳白質脳症</u> <u>343 PURA 関連神経発達異常症</u> <u>344 極長鎖アシル-CoA 脱水素酵素欠損 症</u> <u>345 乳児発症 STING 関連血管炎 346 原発性肝外門脈閉塞症</u> <u>347 出血性線溶異常症</u> <u>348 ロウ症候群</u>
P93 「タクシー券（福祉タクシー）」	●対象 ※障害者本人（ <u>20 歳未満の方は保護者</u> ） の所得が所得制限基準額（→84 ページ 注 11）を超える方	●対象 ※障害者本人が <u>20 歳以上の場合で</u> 、本人の 所得が制限基準額（→84 ページ 注 11） を超える方
P93 「リフト付福祉タクシー」	●窓口 ※精神障害者保健福祉手帳を持っている方 は、 <u>障害者サービス調整担当課障害調整係</u> （電話 <u>03-5984-1456</u> ）	●窓口 ※精神障害者保健福祉手帳を持っている方 は <u>保健予防課精神保健係</u> （電話 <u>03-5984-4764</u> ）
P94 「心身障害者（児）紙おむつの 支給」	●支給制限 ※対象者本人（ <u>20 歳未満の方は保護者</u> ） の所得が所得制限基準額（→84 ページ 注 11）を超える方	●支給制限 ※対象者本人が <u>20 歳以上の場合で</u> 、本人の 所得が制限基準額（→84 ページ 注 11） を超える方

該当箇所	変更前	変更後
P115 「有料道路交通料」	【追記】	令和7年3月24日以降にマイナ免許証を使用している場合には、マイナポータル照会またはマイナ免許証読み取りアプリから照会した免許情報を印刷したものをお持ちください。
P117 「NHK放送受信料（証明書の交付）」	●申請 NHK 営業サービス(株)東京東事業所 電話 03-3984-6731 〒171-8504 豊島区西池袋 1-11-1 メトロポリタンプラザビル 15F	●申請 NHK 営業サービス(株)東京東事業所 電話 03-5539-3400 〒163-6027 新宿区西新宿6-8-1 住友不動産新宿オークタワー27F
P129 「あすなろ青年学級（肢体不自由）」 「日曜青年学級（軽度知的障害）」	●内容 ③費用（下記保険料のほか、運営費の一部負担があります）傷害保険料 <u>1,850円</u>	●内容 ③費用（下記保険料のほか、運営費の一部負担があります）傷害保険料 <u>2,000円</u>
P130 「ともしび青年学級（中・重度知的障害）」 「ひまわり青年学級（中・重度知的障害）」	●内容 ③費用（下記保険料のほか、運営費の一部負担があります）傷害保険料 <u>1,850円</u>	●内容 ③費用（下記保険料のほか、運営費の一部負担があります）傷害保険料 <u>2,000円</u>
P136 「障害児の就学相談」	●受付期間 毎年 <u>5</u> 月頃から	●受付期間 毎年 <u>4</u> 月頃から
	●窓口 区・教育委員会 教育振興部 学務課 就学相談係	●窓口 区・教育委員会 教育振興部 教育福祉課 就学相談係
P136 「学校教育支援センター 教育相談室」	（前略）心理・医療の専門相談員が相談を受け、必要な助言や他機関の紹介などを行っています（無料）。	（前略）心理の専門相談員が相談を受け、必要な助言や他機関の情報提供などを行っています（無料）。
P137 「就学奨励費」	●①に関する窓口 区・教育委員会 教育振興部 学務課 就学相談係 電話 <u>03-5984-5664</u>	●①に関する窓口 区・教育委員会 教育振興部 教育福祉課 特別支援教育係 電話 <u>03-5984-1276</u>
P137 「就学奨励費」	●①に関する窓口 区・教育委員会 教育振興部 学務課 就学相談係 電話 <u>03-5984-5664</u>	●①に関する窓口 区・教育委員会 教育振興部 教育福祉課 特別支援教育係 電話 <u>03-5984-1276</u>
P139~141 「障害のある児童・生徒のための学校一覧表」	●学校名 <u>旭丘小学校</u> <u>知的障害学級</u>	●学校名 <u>小中一貫教育校みらい青空学園（旭丘小学校）</u> <u>知的障害学級</u>

該当箇所	変更前	変更後
P157 「居住支援（保証機関利用による保証）」	●内容 支払った保証料の <u>1／2の金額（上限2万円）</u> を助成します。	●内容 支払った保証料の <u>3／4の金額（上限3万円）</u> を助成します。
	●窓口 ③ 総合福祉事務所 相談係（→9 ページ）	●窓口 ③、④ 総合福祉事務所 相談係（→9 ページ）
P159 「自動車燃料費の助成」	●対象 ※上記対象者であっても、 <u>障害者本人（20歳未満の方は保護者）の所得が制限基準額（→84 ページ 注 11）を超える方</u>	●対象 ※上記対象者であっても <u>障害者本人が 20歳以上の場合で、本人の所得が制限基準額（→84 ページ 注 11）を超える方</u>

③ 各種手当・支給額等の変更

つぎの手当等の金額が変更されます。

詳細は、各窓口・問合せ先へ確認ください。

特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当（P72～73）

特別児童扶養手当（P76）

児童扶養手当（P77）

障害基礎年金、特別障害給付金（P80～81）

④ 年金・手当等の所得制限額の変更（P84）

詳細は、各窓口・問合せ先へ確認ください。

児童育成手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、心身障害者福祉手当、**障**心身障害者医療費助成、障害基礎年金、重度心身障害者手当

⑤ 区内の主な障害者福祉団体の連絡先変更

変更前	変更後
練馬区聴覚障害者協会 deaf_nerima_ne@jcom.home.ne.jp	練馬区聴覚障害者協会 deaf.nerima.1967@gmail.com

⑥ 地域包括支援センターの所在地変更

下記地域包括支援センターは所在地等が変更となります。

センター名	所在地	電話番号
みらい青空※1	旭丘 2-40-1 みらい青空学園複合施設内	5912-0523
中村橋	貴井 1-9-1 中村橋区民センター 2階	3577-8815
高野台西※2	高野台 5-24-1 デイサービスセンター内	6913-1515
moi（モア）※3	下石神井 3-6-13 特別養護老人ホーム内	3996-0330
関町	関町北 1-7-2	3928-5222
大泉	東大泉 1-28-1	5387-2751

※1 第二育秀苑地域包括支援センターから名称変更しています。

※2 練馬ゆめの木地域包括支援センターから名称変更しています。

※3 フローラ石神井公園地域包括支援センターから名称変更しています。

⑦ 障害者相談員の一部変更

障害者相談員の人員、電話番号等の変更となります。(令和8年4月1日～)

身体障害者相談員

担当地区	氏名	ふりがな	住所	電話番号	障害区分
練馬	関 裕子	せき ゆうこ	羽沢2丁目	070-3797-8310	肢体
	三好 俊行	みよし としゆき	豊玉上2丁目	090-8952-8644	視覚
	城戸 秀福	きど ひでふく	東大泉7丁目	090-8678-2482(※) 03-3923-5002 FAX	聴覚
光が丘	山岸 由香里	やまぎし ゆかり	旭町2丁目	070-3797-8361	肢体
	関根 桂子	せきね けいこ	関町北2丁目	090-4120-7400	視覚
	目黒 和子	めぐろ かずこ	大泉学園町7丁目	070-3797-8289(※)	聴覚
石神井	佐野 朋子	さの ともこ	石神井台5丁目	080-1577-4821	肢体
	河相 富貴子	かあい ふきこ	下石神井4丁目	3928-9938	視覚
	関口 方子	せきぐち あやこ	石神井町1丁目	3997-1058 FAX FAXでの相談のみ	聴覚
大泉	栗本 正江	くりもと まさえ	大泉学園町6丁目	070-3797-2740	肢体
	岩井 聡子	いわい ふうこ	東大泉6丁目	070-3797-8322	肢体
	的野 碩郎	まとの せきろう	東大泉5丁目	070-3797-8330	視覚
	秋本 浩一	あきもと こういち	豊玉北6丁目	070-3797-2758(※) 3994-1699 FAX 兼	聴覚

(※) ショートメールのみ

知的障害者相談員

担当地区	氏名	ふりがな	住所	電話番号
練馬	無津呂 緑	むつろ みどり	石神井町3丁目	070-3797-2772
	松永 英子	まつなが えいこ	貫井3丁目	090-8678-4763
	萩原 信子	はぎはら のぶこ	北町8丁目	070-3797-8350
	山森 裕子	やまもり ゆうこ	南大泉5丁目	070-3797-8333
光が丘	織田 亜由実	おだ あゆみ	高松3丁目	070-3797-8355
	渡辺 春江	わたなべ はるえ	高野台1丁目	070-3797-2785
	青木 正仁	あおき まさひと	豊玉北5丁目	070-3797-2699
石神井	加藤 博子	かとう ひろこ	下石神井1丁目	070-3797-2654
	本橋 広美	もとはし ひろみ	谷原5丁目	090-8678-2306
	横井 紀子	よこい のりこ	石神井町1丁目	090-8730-6833
大泉	井上 律子	いのうえ のりこ	東大泉2丁目	070-3797-8348
	河野 美津江	こうの みつえ	西大泉4丁目	070-3797-2750
	熊谷 君代	くまたに きみよ	石神井台4丁目	070-3797-2779

精神障害者相談員

担当地区	氏名	ふりがな	電話番号
区域全域	轡田 英夫	くつわだ ひでお	090-8730-7377
	工藤 邦子	くどう くにこ	070-3797-8303

※精神障害者相談員の相談時間は、月曜から金曜までの午前10時から午後5時までです。

日常生活用具給付 変更一覧(令和8年4月1日～)

1.新規で追加した種目

種目	対象者	給付限度額	耐用年数
視覚障害者用誘導装置	身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害者（児）で、白杖等で安全確認をしながら歩行ができるもの	54,000円	5年
電子点字図書	原則として学齢児以上の視覚障害者（児）で、主に情報の入手を点字によっているもの	30,000円/年	なし
介護用抱っこ紐、おんぶ紐	原則として、学齢児以上で障害者手帳(身体・知的・精神)の交付を受けた者(児)または難病患者等で、災害時の移動が困難なもの	36,000円	3年
人工内耳用電池(空気電池)	1 身体障害手帳の交付を受けた者（児）で、聴覚障害があり人工内耳を装着しているもの 2 難病患者等で、その疾病により人工内耳を装着しているもの	30,000円 (両耳装用の場合は、左右それぞれに給付可。)	1年
人工内耳用充電電池		20,000円 (両耳装用の場合は、左右それぞれに給付可。)	1年
人工内耳用充電器	聴覚障害により身体障害手帳の交付を受けた者（児）または難病患者等で、人工内耳を装着しているもので、人工内耳用充電電池を使用するものに限る	30,000円	5年

2.対象者の拡大

種目	対象者	給付限度額	耐用年数
ポータブル電源（蓄電池）	人工呼吸器を使用していない者（児）で、身体障害者手帳の交付を受けた者（児）または難病患者等で、電気式たん吸引器、吸引・吸入两用器、ネプライザー、パルスオキシメーターのいずれかについて日常生活用具として給付を受けたもの、または医師の意見書により当該機器の使用が必要と認められたもの	50,000円	5年
DC/ACインバーター（カーインバーター）		40,000円	5年

3.限度額の改定

種目	改定前	改定後
特殊マット	71,000円	100,000円
視覚障害者用拡大読書器	198,000円	220,000円
電気式たん吸引器	56,400円	70,000円 (本体に付属する予備充電バッテリーを含む)

4.対象外となった種目

種目	理由
訓練いす	補装具の給付で代替可能なため
訓練用ベッド	日常生活用具の他の給付で代替可能なため